

○防衛省告示第六十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和七年三月二十一日次のとおり決定された。

令和七年三月二十五日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇八三	厚木海軍飛行場	大和市	国有	土地…約二平方メートル	

調査工事を実施するため共同使用する。
使用期間…調査工事完了の日まで

六〇七六 陸軍貯油施設

沖繩県中頭郡北谷町 国有

土地…約二一〇平方メートル

民有 土地…約三九〇平方メートル

修繕工事に使用する作業ヤードを設置す

るため共同使用する。

使用期間…修繕工事完了の日まで

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

二〇六五 大和王城寺原大演習 宮城県黒川郡大和町 国有 土地…約八、一〇〇平方メートル

場 訓練施設として追加提供する。

使用期間…年約六週間

陸上自衛隊大和駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

二〇六九 神町大高根演習場

東根市

国有

及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される

。

土地…約一、二〇〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊神町駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

工作物・下水等

雨水排水施設として追加提供する。

。